

大石コメント

大石、今お話しなされた、イタリアとフランスがかなりよく似ていて、年代も、火葬の問題も、合法化の問題も非常によく似ていて、組み立てが基本的に一緒なのです。ですから私は、レジュメを用意してくればよかったです、他のことにたくさん取られていて、気がついて案内を見たら、「あれ。私も何かなってる」と思って、すでにもう時遅しで、間に合いませんでした。多分、イタリアできっちりお出しになるので、基本的にはそれに似ているということを申し上げれば、それで私の報告は終わりなのですが。ただ、その先ほどのお話に出ました、異教徒の埋葬の問題や政教分離の問題などということと、若干、19世紀の発展の問題で少し参考になることがありますので、申し上げたいと思います。

その政教分離の関係で申し上げますと、森先生は、■■■、一般ラント法を出されましたが、政教分離の問題は、そのフランス革命の頃は、はっきり隔離したわけではなくて、はっきり言って非常に激動の時代で、ロベスピエールなどは、革命をやった人たちは、一応、神様は持ち出さなかったのですが、至高存在等、新しいものを、妙なものを作って、それが全然育たないといって、今度はナポレオンが出てきて。

田近 コンコルダート■■■。

大石 うん、コンコルダート、教皇と仲良くして、それがほぼ1世紀続くという。それは非常に、100年間安定した制度だった。それとほぼ共通して、その1804年の墓地埋葬令というものが非常によく整っていて、それが実は、ほとんどヨーロッパの大きなモデルになった。それは、あのカナダのケベック州の文化財の委員会でも、そのように、あれがモデルなのだと言っていますし、後にパリの墓地条例などもできますが、さらにイタリアと同じで、法規の根拠は少しずつ違うのですけれども、イタリアは公衆衛生法典が多いのですが、フランスの場合に、日本で言う地方自治法にびっしり書いてあるのです。まあ、しつこいぐらいにたくさん書いてあるのですけれども。その中身がですね、ほとんどその1804年の墓地埋葬令に由来するということが非常に大きな特徴ですね。

そこで、その1802年に、今おっしゃったコンコルダート、カトリックとの事実上の国教制度が引かれて、それが、1802年から1905年まで続くわけですね。ほぼ1世紀続くという体制になります。その下で、森先生のお話にも出てきたように、19世紀の半ば頃から、いわゆる、リーブル・パンセといいますか、その自由思想の考え方。必ずしも無神論だけではないのですけれども、プロテスタントの立場をもう少し強くするなど、いろいろなものが入ってきましたので、カトリックだけではなくて、もう少しいろいろなものを認めなさいという方向の議論がずっと出てきて、その終結点が1905年、20世紀の初頭の、いわゆる政教分離法に行き着くと。だから、その過程で、ここに出てきているような、墓地中立化や葬儀自由など、それまではカトリック一色ですから、というものが出てきて、政教分離法に至る。

ということなのですが、従って、その政教分離法では、先ほど、異教徒の埋葬うんぬんと

いう話が出てきましたけれども、政教分離の原則から言うと、第一は、宗派墓地を禁止すると。宗派墓地。だから、これはイスラムの墓地だ、これはイスラエルの墓地だ、などという個別のものは禁止されている。だから、従来あったものは、イタリアと同じで仕方ないので残すのですけれども、プライベート墓地として残すことはありますが、これ以後は一切作らせないということになる。

第2の原則は、公営墓地で、かつ、教会墓地などを禁止しますので、市営墓地しかなくなる。、同じ市営墓地の中に今で言うと、パリは20個ありますが、墓地が。その中に区画を設ける。ここはイスラム区画、ここはプロテスタントなど。放っておいたら、全部、普通はカトリックですけれども、だから、その中に、イスラムの区画を用いるなどということが、実は現在も政教分離の関係で問題にはなるのですよ。特定の区画を、そこをあばかるように、この区画はイスラムに取っておく、ユダヤに取っておくなどということになると、その墓地の中立性という原則からおかしいではないかという議論が出てくる。ただ、イスラムの場合には、フランスでも困っていて、皆、要するに、共同配置ですね、同じところに、もう昔からそれは義務づけるし、かつ、メッカのほうに向けて向けるということですから、いわば自由というか、それも認めざるを得ないというところはあって、事実上、本にたくさん書いてあるのですけれども、アンフェッツといいますか、事実上認めるというのが、実際の今のやり方です。

他にもですね、プロテスタント関係の、いわば宗派区画というものをいまだに守っているところはあって、特にプロテスタントが強いところだと、カトリックと一緒にするなということで、それをむしろ要求する側面があるということが、現在の憲法の教科書でも書いてあります、それは。だから、そう単純に切り分けているわけではない。日本のようにですね。

それから、詳しい、このゲーレケの本がありますが、それと同じように、フランスでも非常に詳しい本があって、700ページを超える本がありまして、これはつい最近手に入ったのですけれども、エマニ・オーバンという人が書いた、このぐらい分厚い本で、もうしんどいので持ってくることはやめましたけれども。それを読むと、かなり細かいことは、実務的なことが書いてありますから、もう少しきっちりしたことをいつかお話しをしたいと思います。元々、起こった問題というのはですね、古くから死者の尊厳ということがどこまで浸透していたかというのはやや疑問で、特に意識されるようになったのは、やはり同じで、火葬の問題が出てくると、やはり、死者の尊厳ということはかなり大きい問題になってきます。むしろ、ですから、フランス革命からあれになって、19世紀になって問題になったのは、やはり、ローマ時代の伝統だと、要するに、市街地から離れたところを置くわけですね。いわば隔離という思想。だから、大きな遺体の扱いで、■■■という考え方と、隔離という考え方と、いろいろあるようですね。都市部の埋葬を認めるようになった。そうすると、都市部における埋葬ということになると、人口が増えると、土葬ですから、当然、衛生の問題ですね、主として。その衛生で、しかも、どんどん人口が増えていくと、それが飽和状態になってどうしようもない。フランス革命のときにやったことは、その直後にやったことは、今

のカタコンベというところがありますが、骸骨をたくさん並べてあるところ、いろいろな墓地のところを1箇所に集めて、ごそとやったのですね。あれはかなり乱暴な話、はっきりと乱暴な話ですけれども。それが始まると、多分、衛生の問題と同時に、尊厳という問題は多分、次第に出てくるのだらうと思います。その住居区域内の墓地も認めたということから、衛生の問題が当然発生するというので、かなり、そのほうが大きな関心事で、従って、やはり、これはプライベートに何とかするという問題ではなくて、公的に何とかしなければいけない、対応しなければいけないということも当然の議論だと思いますね。

フランス革命直後は、先ほど、もうお話に出ましたが、教会の墓地設定権、管理権というのは一切はく奪したわけですから、だから、日本で言うと、上知令のようなもので、教会の上知令のようなものでして、それを強行したということがあります。ちょうど墓地埋葬令というのは、ナポレオン民法典でドイツ式の■■ではなくて、ナポレオン民法典というのは、まず、人などということから始まっているわけですから、当然、その民法典に日本に民法にはないような規定があって、死亡をどうやって確認するかということもきちんと規定してありまして、それを前提にして、その2か月後に墓地埋葬令ができていますよ。だから、ほぼワンセットですね。ナポレオン民法典の2か月後です。非常にそれは象徴的なことだと思いますね。ただ、その田舎のほう随分フランスは田舎が多いものですから、農村部で特に問題なければ、どうぞそこで埋葬してもいいよということは、1804年の法令でも認めているということがあります。

おもしろいことは、葬儀関係の事務が、どこかでも出ていましたが、田近さんのところかな。

田近 いや、多分、この■■ところの、タヤマ先生の（不明）。

大石 ああ、これかな。葬儀関係というのはおもしろいのでして、その葬儀関係というのは、いわゆる、宗教的な葬儀そのものの問題と、遺体を安全に埋葬するまでの、一応の、手続きとしての、いわば公的な役務の側面があって、その部分は、ずっとですね、従来、全部それも教会が独占していた、聖職者独占という原理があったのですが、それを外して、今度は公営独占という、そこはきちんと自治体で面倒を見ましょうというように完全になった。それは長く、それも1世紀続いてきたのですけれども、きちんとそれができたのが、だから、ナポレオンが作ったそのコンコルダート体制というものが19世紀全体ですけれども、それで政教分離になる。その間は、要するに、葬儀関係の事務というのは一切、教会独占。だから、全てそこからやる。だから、そこしか製造してはいけないなどですね、いろいろなことをやっている。ところが、その政教分離のときと期を同じくして、普通の葬儀の事務というのは、公役務というのは全部、今度は公営独占、市町村や、あるいはその委任を受けた者しかできないというように限定したのですよ。これが1世紀ぐらい続いて、つまり、1993年ぐらいまで続いて、いわゆる民営化の流れで、もう少し範囲を広げたのですよ。だから、その公営

独占が少なくなっていて、人によっては自由化という言葉を使いますが、必ずしもその範囲に限られることはなくて、一定の認定を受けた団体でもそれができるといように開放をしたということがあります。歴史的に言うとそのようなことなのですが。

特に大事なことはですね、もうイタリアで先ほど 2001 年という話が出ましたが、フランスでもだんだん火葬というものが増えていまして、現在でもイタリアほどではないのですが、現在、火葬率は 34% ぐらい、パリは 50% にもなっています。ミラノと同じ状態です。それを受けて、特に 2008 年になって、大きな法律改正が行われて、これは民法も刑法も改正し、先ほど言った地方自治法も改正しています。それは何かと言うと、火葬についての規定を全部置いた、一斉に。だから、その前後から、上院で随分検討されていて、やはり火葬をきちんと位置づけなければいけないという動きがあって、それが非常に明確に出たのが 2008 年、委員会としてはもう 2005 年、2006 年頃から問題になっていて、多分、そのときはもうイタリアのことを参考にしながら調べていると思いますが。民法が、要するに、基本法である民法典、刑法典の改正がそれに沿って行われたということは非常に重要な出来事ですね。書き方としては、人身、人の体に払うべき敬意というのは死によってやむことはない、という書き方。少し詩的な、■ ■ 的な表現ですけども。遺体が火葬に付された人の遺灰も含めて、人の遺骸は敬意・尊厳・品位をもって取り扱わなければならないということが民法で定められて……。民法の解説。民法典です、それは。16 条の 1 の 1 という、新しく、新設規定です、これは。もちろんこのような規定はナポレオン民法にはなかったわけですし。ですから、日本と同じで、16 条の 1 の 1 というように、付加ですね。すでに 16 条の 1 はあったものですから、さらにそれに付加したという。非常に興味のある改正をしました。

さらに、この民法に、裁判官に対する、いわば裁判権も書いてあって、人身に対する不法な侵害、あるいは、その要素に向けられた不正行為を、死後に行われたものも含めて防ぐ、またはやめさせるのに適切な処置を取ること、命ずることができるというように書いてあります。

少し分かりにくいのですが、分かりやすい例は、何年か前に「人体の不思議展」というものがありましたね、日本でも。日本はなぜかはやって、200 万人以上入ったといっています。フランスでも 80 万、ああ、ドイツかな、ドイツでも 80 万人以上が見たと言われて、それが実は大問題で。あれは、だから、脂肪などいろいろなものを抜いて、合成樹脂を注入するので。プラスティネーションというやり方かな、合成樹脂をあれして、だから、それを人体は人体です。中のものを抜いて、それを入れて、それを展示すると言って、だから、リアルはリアルだということで、すごく有名になったということがあって。これをやることに対して、別の団体が、おかしいと言って中止を求めた裁判があった。パリの控訴院は、今、紹介した、人の遺骸は敬意・尊厳・品位をもって取り扱わなければならないという規定に反していると言って、かつ、今言った、裁判官があらゆる措置を命ずることができると言って、あれの展示を中止させたという、有名な事案があります。最近のことだと、そうですね。

少しばらばらになりますが、何と言うかな、根拠づけとしてですね、遺体の取り扱いや埋

葬や墓地の問題をどう考えるかというのはなかなか難しいのですけれども、一つに絞り込めるのかなという。今の言葉で言うと、死者の尊厳という話になりますが、例えば、アンシャン・レジームの時代や、あるいはフランス革命のときなどというのは、その言葉で、われわれと同じ観念、言葉を使いながら、同じ中身で議論しているかどうかは少し微妙に考えなければいけないと思うのですね。今、要するに、再構成すると、このようなことだろうという。先ほど、イタリアの話で、何でしたか、公の利益のようなことを。つまり、それをこうやって語っているということも十分ありうるので、難しいのですが。

私が思い出して参考になるものは、やはり、すでに戦前に美濃部先生が言っておられたことは、要するに、そのような問題については、三つの目的がある。一つは当然、公衆衛生の問題が発生する。土葬が念頭ですから。もう一つは、やはり犯罪の防止という観点があって、きちんと死体を検認するなどということも大事になる。もう一つは、仮死者をそのまま葬るとまずいので、きちんと、やはり 24 時間後でなければいけないなどですね。6 日以内、大体の基準ですけれども。そのような複合的な観点というのがどうも必要なのではないかと。一つに絞り込んで、それで全てを割り切って説明するということが本当にいいのかどうか。だから、いろいろな、例えば、法令を定めるにしても、いろいろな目的があってやっていますから、普段は。

だから、なかなかその美濃部先生の指摘は、もちろん明治 17 年のあの規則に関して言われたことですが、基本的には他の法令を見ても、今でもそれは当たっているわけですね。24 時間以後であれでなければいけないなどということは、きちんと理屈の通る議論になっています。だから、複合的な観点からの説明ということも念頭に置きながら、昔の言葉で言われた、あるいは現代の人が語っている、死者の尊厳というものをどのような形で、多分、場面、場面で、公が関わるときの説明と、先ほど森先生もおっしゃった、家族が関わる側面での説明というのは微妙に違っても、それは全く問題ないのではないかと思います。

何か、他の先生に比べて、非常に感想的なものになって申し訳ないのですが、宗教法に、すでに遅れている原稿なのですが、その点も少し詰めて、いろいろ、今、書いていまして、昨日、珍しく早く帰って、一生懸命これを夜 1 時までやっていたものですから、少し詰めたものを書いておりますので、これでお許しをいただければ幸いです。すいません。